

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮問グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427</a>



条約局長

アメリカ局長

参事官

参事官

条約課長

北米一課長

秘  
無期限

法規課長

在沖米系企業等の取扱い  
に關する米側ペーパーについて  
(外務省コメント案)

45.8.7

条・条

本件米側ペーパーの各項目に關し、日本側トランプ

ペーパーのわが方立場を留保し、かつ、外務省限りの見解を

これを明らかにしたうえ、口頭で米側(在京大使館事務

レベル)に對して行なうべきとあるもののコメントは、Fの

趣旨によることをいいたしたい。(A, B等は、米側ペーパーの各項目)

記

A, B, D, E, F項について

GA-6

外務省

A(外資系企業の特許)、B(財産権の保護)、

D(法令適用に關する過渡期間の設定)、E(事業活動の

継続)及びF(労務及び自由職業)の問題については、

企業、財産、個人の取業活動等の実態を把握のうえ、

わが国の法令及び経済政策に照らして問題を具体

的に限定する必要がある

前記の諸項目については、(イ)わが方が客年

11月21日の時点で legitimately engaged のものについて

equitable settlement を図る意向を有していることは

すでに米側に明らかにしたとおりであること、(ロ)

事業活動については、本年9月日より沖三資本自由

GA-6

外務省

化が実施される予定ありと及び (1) 外国人労働

者については在留資格の問題として出入国管理令の

範囲内で片づく問題もあると思われるとしてあわせ

て米側に指摘する。

C. 外貨送金

少なくとも日本の外資法上の認可を得た企業に於

ては、元利の送金に問題はないと考えられる。

G. MFN 及び NT

我が国として沖縄返還後在沖米系企業等に

日米通商航海条約上の MFN 及び NT を与えるべき

ことは当然である。ただし、米側の要求中には条約の

保障する待遇を工えるものもあるか、このようなもの、

結局、A、B、F 等の問題に置かれる。

H. 地位協定 14 条の問題

A、F 等の問題とは別の次元の問題であり、地位

協定適用の問題である。(14 条上適格なもの、

指定行為であれば認められるか、同条の資格

に合致しないものをも 14 条契約者として認めること

は、地位協定の本土並み適用に反するのではないか、と懸念)

I. 課税問題

本項の趣旨から、復帰前に琉球税法又は布令上

課税対象に当たらないもの又は納税義務履行済

みの課税対象について復帰後は本土税法で

課税及課税方式をしないという点では同一

問題ではないと考えられる。ただし、地球税法等によつて

も課税方式であった租税又は未納の租税につい

ての課税権又は徴税権は二の限りである。

(注) 次の点を適宜補足説明する。

例えば、在沖外資系企業の問題については、

日本の各種業法、外資法及び資本自由化表に示して

問題のありうるのは一部のものは方々ない<sup>(想像)</sup>とする。

従つて、何が方々とは、先ず企業の実態を調査し、いか

なる具体的な問題があるかを把握したうえ、その

解決策を探求するというのがとるべき方法と考

える。問題の限定及び解決策の探求は、関係各省

の検討にまたねはならず、各省の検討を早急に行な

しめるためにも実態調査を促進する必要があるわけ

である。(なお、この点については、労働、自由職業等の問題についても同じである。)

先方進捗せしむ。

(注) 財産権の保護に關する日本側の考え方を復すに場合  
には、<sup>(主として)</sup>「<sup>(重要)</sup>山が方として、私有財産を一般國際法に從  
つて ~~保護~~ するが、山が國法令上例えは、<sup>(又は米系企業)</sup> 鉱業権  
の如き特殊な財産は外國人に享有が認めら  
れざるに、在沖米國人が <sup>(又は米系企業)</sup> 此の如き特殊な  
財産を有する場合には困難な問題が生じらる。従つて  
在沖米國人又は米系企業が此の如き特殊な  
財産を有してゐるかどうかを早急に知る必要が  
ある。」旨答へるべし。

税  
務  
期  
限

在沖米系企業等の取扱い

に關する米側パーパーについて

85.8.5

条  
章

本件米側パーパーの各項目については、日本側ト  
クパーの仕方が立場を留保し、かつ、外務省限りの見解

を以て、<sup>(次を以て)</sup> 取りあへずの交渉

を行なう ~~は、米側の説明を以てして可能と考~~

えらる。 (A, B, C等は、米側パーパーの各項目に該當する)

A, B, D, E, F項について

A (米系企業の特許)、B (財産権の保護)、D (法令新

用に關する過渡期間の設定)、E (事業活動の継続) 及

外務省

わ F (労働及び自由職業) の問題については、企業

財産、個人、職業活動等の実態を把握のうえ、中

国の法令及び経済政策に照らし、問題を具体

的に限定する必要がある

前記の諸項目については、(イ) わが国は ~~equitable~~

settlement を図る意向を示した。昨年11月21日の時

点で legitimately engaged のありについて ~~あり~~

equitable settlement を図る意向を有している

ことについては半信に明らかにしたとありであること (ロ)

職業活動については、本年9月1日より第三次資本自由化

が実施され、予定するところ (ハ) 外国人労働者

については在留資格の問題として出入国管理令の範

国内の片側問題があると思わしきことを示すこと

側に指摘する必要がある。

~~ある~~ A項にいう all rights and privileges

に米側は具体的に何を念頭に置いているか、E項は

A又はFと同じ問題と考へるに、E項の真意は、何

か等半信の ~~中~~ 中の不明な点については説明を求む

こと ~~を~~ 考へるべきである。

C. 外貨送金

中華及び日本の外資法上の認可を得た企業に

ては、金利の差金に問題はないと考へる。

G. MFN 及び NT

中か同様に <sup>沖港</sup> 直港後 在沖米系企業等に日米通  
 商航路系約上の MFN 及び NT 等を与えるべき  
 は当然である。ただし、米側の要中中には系約の  
 保障より特漏を云  
 ↓

多岐の事あるが、このうちには、結局 A, B, F 等の内  
 題に置かされる。  
 H. 地位協定 14 条の内題  
~~14 条の内題は A, F 等の内題とは別の次元の内題で~~  
 あり、地位協定適用の内題である。(14 条上適格な  
 ものは、協定行為であれば認めらるるが、同条の  
 適格に合致しないものは認めらるることは、地位協定  
 (14 条協定者比)  
 の本土並に適用に反するに過ぎない。)  
 I. 課税内題  
 本項の趣旨が、復帰前には琉球税法又は法令上



6

課税対象に課税されたもの又は納税済みの課税  
対象については帰国後に本土税法で遡及課税する  
ことをしないうというのであれば、内題はよしと考える。  
なお、琉球税法等によつても課税すべきであった  
租税又は未納の租税についての課税権利徴税  
の限りでない。  
租税は~~課税済みのもの~~ (米側から遡及課  
税している場合、身体的に何れの場合に課税するかを  
必要とする)

（米側の意見）  
リニアの意見（協定が日本側法にのみ手当を預見しており、  
（2）（3）の手当の支給問題も米側は、協定の趣旨から見て、  
協定締結後、早期に協定を締結する旨の意向を示していること、  
我が国としても、米側調査の促進  
を促すこと、  
（4）（5）については、  
早急に協定を締結する旨の意向を示していること、  
我が国としても、米側調査の促進  
を促すこと、  
（6）については、  
早急に協定を締結する旨の意向を示していること、  
我が国としても、米側調査の促進  
を促すこと、  
（7）については、  
早急に協定を締結する旨の意向を示していること、  
我が国としても、米側調査の促進  
を促すこと、  
（8）については、  
早急に協定を締結する旨の意向を示していること、  
我が国としても、米側調査の促進  
を促すこと、  
（9）については、  
早急に協定を締結する旨の意向を示していること、  
我が国としても、米側調査の促進  
を促すこと、  
（10）については、  
早急に協定を締結する旨の意向を示していること、  
我が国としても、米側調査の促進  
を促すこと、

条約局長  
参事官  
条約課長

アメリカ局長  
参事官  
北米一課長

秘  
無期限

法規課長  
在沖米系企業等の取扱い  
（米側へのパーに付する外務省  
コメントの申入）

45.8.10  
秘(107#)

8月10日、貴方（多田、佐藤、柳井）より、米側の「3」の  
書記長に対し、本件米側パーの右項目につき、(1) 793/

日付けの日本側トーキング・パーのわが方基本的立場及び  
(10) 本コメントは外務省限りのペーパーのものを有する二つの案  
を留保し、別途のコメントを行なったこと、  
模範次のとおり。

1. 事業活動等  
(1) 792-4の問題

「3」は、事業活動について日本の法令・政策の適用上の  
問題にありうるのは一部のものに過ぎないと思ふが、内題が

在沖米系企業等の取扱い  
（米側へのパーに付する外務省  
コメントの申入）

ありとは同様に、このため過激的なものではないが、  
 特別措置法の如きものとして処理してほしい旨重ねて  
 述べたので、米方は、すべに述べたとおり、事実関係  
 が不明で具体的問題の所在がはっきりしないままに  
 はいかざる措置をとるべきか決めようもなく、在米日  
 領における検討に資するためにも早急に実態を把握  
 する必要があるとあり、これを強調し置いた。(その  
 際、<sup>米方</sup>現行の資本自由化表英訳を手交するとともに  
<sup>米方</sup>資本自由化の手定にも言及しつつわが方のアプローチに  
 ついて適宜補足説明した。)

(2) 実態調査  
 「五二」は、日本側が実態を知りたい旨は分るが、  
 現在準備案を渡しに行っている survey にしても、  
 questionnaire を受け取った企業の一部しか回答しない

見直しであり、このことでは実態調査も終了する  
 12月2年になつてしまふのではなから、かほの焦燥感を示し、  
 米方、例えば 琉球を以てしても日本政府が独自に  
 調査を進められた方が早いのではないかとの述べたので、米  
 方、日本側としては準備案を通ずる survey に足りざる  
 ところがあればこれを補うような authentic な情報  
 を米側から入手したくこのため協力に欲しい旨要望  
 したところ、「五二」は大使館にも協力する旨約し  
 た。(その際、「五二」は、米企業のうちには license を受  
 けたまま放置しているものもあるが、米側としては、その  
 ような企業が返還後急に license を実施したと  
 云つてもこれを保護してほしいとは云わなかつたこと  
 がある等述べたので、<sup>米方</sup>このようなものがあるから  
 米側より、補足資料が欲しい旨述べ置いた。)

2. 外貨送金

外貨送金の問題に關する答にコメントに「<sup>のき</sup>」は

(1) 日本の外貨法の認可を得た企業が外貨送金を認めらるゝといつても沖縄の米企業に比しては意味が

<sup>(とある旨)</sup>い、(2) 沖縄の foreign investment licenses は復帰後日本法令上の licenses とみなされるのか、又は日本

法令に基づく licenses を改め<sup>(取得等)</sup>る必要があるのかを知らぬ旨及び (3) 現在米系企業が最も知らぬか

つていふことはこの範囲の企業が復帰後も活動を認めらるゝのかといふことである旨述べた。答に

よ、これに對し、(1) の案については、復帰後も事業活動を継続しようとするものは何らかの形で外貨法その他

の<sup>(時)</sup>関係法令に乗りかざるを得ないか、(2) の手続的方面問題及び (3) の実質問題は、更に今後各関係省にま

外務省  
別添書類等  
新設の米企業に對しては、復帰後米企業として扱ふ

いふ検討を行つたうえに決定されるべき問題であ

2. 現段階では何とも云えず、首答えた。

3. 最惠国待遇及び内国民待遇

答にコメントにつき、先方より別紙の発言があった。

4. 地位協定14条の問題

答にコメントに對し、「<sup>のき</sup>」は、本件が地位協定適用

<sup>(おこはし解決旨及び)</sup>の問題に對し、米側としても在沖米 contractors のために

地位協定の修正を求めざるわけにはない旨述べた。

現在沖縄に活動中の contractors の中には復帰後

一般<sup>(的)</sup>に活動が認めらるゝ<sup>(つしやう)</sup>ことについては、かゝる業

然らば、予定を拂つものが、いふ旨付言した。

5. 課税問題

「2」は、米側としても日本側コナトとあり理解している

とあるとともに、自分としては、例えは、布令上納税義務

が<sup>沖程</sup>ありながら返還時に未納であるようを租税に付

する徴税扱は国際法上日本側に引渡すべきものと

考えている旨述べた。

6. 本「2」は、米方コナトに対する全般的な印象として、

(1) 何らかの暫定的な特別措置が必要であるとの見解

を述べたわけにはいかず、(b) 日本側の検討のために

あつて fact が必要であることは理解した。 (1)

本日のコナトはと、2はく one step とあること。及 (2)

少なくとも課税問題について日本側が一般的に遡及

課税を予りつもりではないことが分ったことは米企業

を安心させる材料とする旨述べた。